



# 第4期 松原市地域福祉計画（令和6年度～10年度）の概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 計画策定の背景と趣旨

- ◆少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。
- ◆社会情勢や制度の変化に対応するため、新たに第4期松原市地域福祉計画を策定します。

### 計画の性格と位置付け

#### ①計画の性格

- 地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

#### ②計画の位置付け

- 本計画は、国及び大阪府の施策等との整合を図りつつ、松原市総合計画を上位計画とし、さらに、市の福祉関連計画（松原市障害者計画及び松原市障害児福祉計画、松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、松原市子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を図っています。

## 第2章 地域福祉を取り巻く松原市の現状

### 市の地域福祉を取り巻く現状

#### <人口等の動向>

- ①人口：減少傾向で116,703人。(R5.9月末時点) 少子高齢化が進行。
- ②世帯：世帯数は増加傾向にあるが1世帯あたり人員数は減少。
- ③自然動態：出生数が死亡数を下回り自然動態は889人の「自然減」。
- ④社会動態：転出超過による「社会減」の傾向にあったが令和5年は493人の「社会増」となり、大幅な改善。
- ⑤要介護者：要介護等認定者数、サービス受給者数ともに増加傾向。
- ⑥障害者：身体障害者手帳所持者数は減少傾向。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向。
- ⑦生活保護：生活保護世帯は年々増加。
- ⑧保育所：入所児童数は令和2年までは増加傾向、令和3年以降は減少傾向。4月時点の待機児童数は0人を継続。

#### <地域活動の状況>

- ①民生委員・児童委員：現在162人が活動。
- ②ボランティア：登録団体数は横ばい、団体所属人数は増加傾向。個人は概ね増加。
- ③福祉委員：委員会活動参加者数は新型コロナウイルス感染症の影響があり令和3年で減少したが現在は増加傾向。
- ④町会：加入率は年々減少。町会組織の担い手の減少が伺える。
- ⑤老人クラブ：会員数及び加入率はともに減少傾向。

### 第3期松原市地域福祉計画の評価と課題

- コミュニケーションの機会の充実を図るため、小地域ネットワーク活動等における地域交流の場の提供を行ってきましたが、第3期計画策定時に比べ開催数が減少しているため、顔なじみで声掛けをし合える関係性の構築を前提とした、近所付き合いを充実させていくことが重要です。
- 地域住民を主体として、地域の福祉問題を解決するため、福祉委員交流会・学習会を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により交流会等の開催が制限されたため、今後は実施回数を増やすことにより、福祉委員における交流を深め、福祉委員のスキルアップや地域における活動の活性化を図ることが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 基本理念

地域で支え合い、ともにいきいきと暮らせる  
「安心・安全のまち まつばら」

### 基本理念の趣旨

本市の将来像は「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を掲げ、安心・安全で移動や生活の利便性が高い良好な住環境や、充実した子育て支援等、これまで築いてきた本市の魅力さをさらに高め、未来に引き継いでいくまちづくりについて市民との協働を推進し、みんなで取り組んでいくことを目指しています。

この将来像の実現に向けて、地域福祉分野では、高齢者福祉だけでなく障害者福祉など、分野を超えたネットワークを構築することで、誰もが安心して住み慣れた地域での暮らしを続けながら、必要な支援を受けることができるしくみをつくとともに、地域における支え合い、助け合いの担い手となる人づくりを進めています。

また、新たに盛り込むべき視点として、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

本市では、これまで地域福祉活動団体、関係機関、地域住民の方々との協働を強め、「助け合い」「共生」を理念とする福祉のまちづくりに向けて、地域福祉を推進してきました。さらに、3度目となるセーフコミュニティの国際認証を取得したことを踏まえ、本計画の基本理念については、これまでの地域福祉の取組との連続性、整合性から第3期計画の理念「地域で支え合い、ともにいきいきと暮らせる「安心・安全のまち まつばら」を引き継ぎ、計画を推進します。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ ささえあいの地域づくり

- 福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、誰もが、地域で安心・安全に暮らせるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域づくりを進めます。
  - (1) 地域のコミュニケーションの活性化
  - (2) 支え合いへの理解の浸透と福祉意識の醸成
  - (3) 地域組織・団体の活動支援と連携の強化
  - (4) 誰もが参加できる生きがいづくり活動の充実

### 基本目標Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり

- 平常時から、防災や防犯についての意識を高め、緊急時や災害時の事故やけがなどを防ぐ地域づくりに努めます。
- 市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、セーフコミュニティ活動を一層推進し、市民が地域で安心して、安全に暮らせるよう地域づくりを構築します。
  - (1) セーフコミュニティ活動の推進
  - (2) 災害時の支援体制の充実
  - (3) 生活の基盤づくり

### 基本目標Ⅲ 地域活動の担い手づくり

- お互いに生活を支え合える地域づくりをめざして、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、地域福祉を支えるひとづくりに取り組みます。
- 意欲的な市民や参加意向のある企業など新しい担い手を掘り起こし、地域福祉を支える担い手の育成・確保に努めると共に、様々な活動のさらなる広がりにより活動者が活躍できる場の充実を図ります。
  - (1) 交流活動の機会・場づくり
  - (2) ボランティアの育成
  - (3) さまざまな担い手の確保

### 基本目標Ⅳ 地域とともにつくる福祉サービス

- 支援を必要としている人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつなげる仕組みづくりを構築します。
- 市と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めます。
  - (1) 福祉に関する情報共有の充実
  - (2) 要支援者を把握し、支援につなげる仕組みづくり
  - (3) 日常生活を支援するサービスの充実
  - (4) 相談から支援につなげる環境の充実

## 第5章 計画の推進体制

- ◆地域住民を主体にした体制づくり
- ◆地域力の強化による包括的な支援体制の構築
- ◆多職種連携による地域福祉の推進
- ◆計画の周知と進行管理
- ◆計画の検討と見直し